

議案第 1 1 号

岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について

岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

## 岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市職員の給与に関する条例（昭和46年岩倉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第3のア行政職給料表（一）の表8級の項中「部長」を「部長及び専門監」に改める。

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。